山武市ウェブサイトバナー広告作成ガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、山武市ウェブサイトに掲載するバナー広告を作成するにあたって「山武市ウェブサイトバナー広告掲載基準」に規定する遵守事項のほか、ページデザイン及びウェブアクセシビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

バナー広告とは、別記の形式の画像と画像に対するリンクタグのことを指し、リンク以外の機能(script、Java applet、Flash、GIF アニメ等)は、使用しないものとする。

3 禁止事項

利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えるおそれのある次に掲げる 表現等は、禁止するものとする。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びボタンの様に見える場合
- (2)アラートマーク等OSが利用者に対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに 類似する場合
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンの様に見える場合
- (4) テキストボックス又は入力できるように見える場合
- (5) プルダウンメニュー又は下に選択肢があるように見える場合
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性のない場合
- (7) いたずらに射幸心をあおる場合
- (8) 市ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同する場合
- (9)文言に「施設ガイド」「教育相談」等市政を連想させる分野の表現を用いるなど利用者が山武市の事業であると錯誤する場合
- (10)その他市長が不適当と判断する場合

4 色調

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分とり、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなど、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。なお、バナーの配列による不快色調緩和のため、色調の異なる 2 種類のバナーを用意するものとする。

5 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。